

佐世保市未熟児養育医療給付事業のご案内

●制度概要

出生後～1歳未満の未熟児(出生体重が2,000g以下、活力が特に薄弱等)のお子様に対し、指定された医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療機関の医療費等を助成する制度です。

●助成内容

入院時に係る各種経費のうち、

健康保険適用のもの - 診察、医学的処置費、薬剤費、食事(ミルク)代が助成対象となります。
(原則、一か月あたり1,600円が自己負担上限額)

上記以外 - おむつ代、衣類代、差額ベッド代等は助成対象外です。

ただし、本制度の申請と合わせて、乳幼児福祉医療の申請も必要となります。

※乳幼児福祉医療だけの申請の場合、食事(ミルク)代の自己負担分は助成されません。

●手続き～その後の流れについて

(1)助成対象となった場合、医療機関の医師から養育医療意見書が作成されます。

(2)出生後、14日以内に佐世保市すこやか子どもセンターへ申請手続きをお願いします。

【必要なもの】

- ・未熟児養育医療給付申請書
- ・世帯調書
- ・委任状(乳幼児福祉医療との連携について)
- ・養育医療意見書((1)のもの)
- ・印鑑
- ・扶養義務者の健康保険証(被保険者分)

すこやか子どもセンター窓口で記入又は佐世保市HPでダウンロードが可能です。

(3)対象のお子様の健康保険証が出来ましたら、
○すこやか子どもセンターへ保険証の写しの提出
○子ども支援課へ乳幼児福祉医療の新規申請
をお願いします。

※申請は両制度とも任意ですが、少しでも負担軽減できるために、両方の申請をご案内しております。
※(2)の申請書提出のみでは、認定が完了しませんので、(3)の手続きも漏れないようにご注意ください。

(4)保険証提出後2,3週間後に養育医療券が届きますので、医療機関の窓口へ提出ください。

(5)各種お支払いについては、下記のとおりとなります。

①健康保険適用のもの → すこやか子どもセンターから納付書が届きますので、**納期限までに記載されている金融機関でお支払いください。**

納付金額は、乳幼児福祉医療の適用後の金額(原則、1ヶ月あたり1,600円)となりますので、子ども支援課での払い戻し等の手続は不要です。

②上記以外のもの → 医療機関の窓口で請求されますので、指定の方法によりお支払いください。

※①については、おおよその目安として入院月の約3か月後となります。ただし、請求のタイミング、1回の金額(月数)については、医療機関ごとの状況によって異なります。

※納期限後に納付が確認できない場合、電話で状況を確認させていただく場合があります。



お問合せ先 佐世保市子ども未来部 すこやか子どもセンター Tel 24-1111 内線5465
乳幼児福祉医療について 子ども支援課 " 内線5438～5440